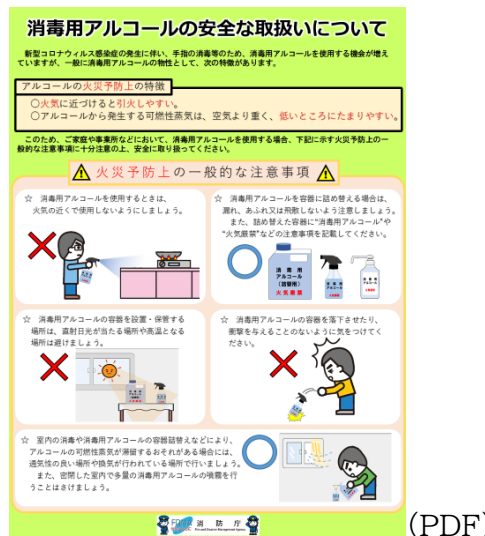


○消毒用アルコールの安全な取扱い等について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えていきます。

消毒用アルコールは、消防法で定める危険物に該当するものがあり、**火気により引火しやすく**、発生する**可燃性蒸気が低所に滞留しやすい**ため、多量に取り扱う場合には、**換気が必要**であるなど、火災予防に注意する必要があります。



リーフレット(消毒用アルコールの安全な取扱いについて)

【アルコールを取り扱う際の注意事項】

1. **火気の近くでは使用しない**こと。
2. 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替え等に伴い、**可燃性蒸気が滞留するおそれのある場合には、通気性のよい場所や換気が行われている場所等で行う**こと。
また、みだりに可燃性蒸気を発生させないため、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けること。
3. 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けること。また、容器を落下させたり、衝撃を与えたりする等しないこと。
4. 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意するとともに、詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載すること。

また、消毒用アルコールについては、貯蔵、取扱いの量に応じ、消防法や火災予防条例の規定が適用される場合がありますので、ご注意下さい。

【火災予防条例(少量危険物)の規制を受ける数量】

80リットル以上、400リットル未満、貯蔵・取扱いする場合

【消防法の規制を受ける数量】

400リットル以上、貯蔵・取扱いする場合

※上記の数量に該当する場合は、事前に消防本部予防課又はお近くの消防署へご相談ください。

- ・ 消毒用アルコールの安全な取扱い等について

総務省消防庁ホームページ

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200318_kiho_77a.pdf

- ・ 厚生労働省による特定アルコールの配布に係る消防法令の運用について

総務省消防庁ホームページ

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200410_kiho_jimul.pdf